

「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて…!

SNSの広告で「定期縛りなし」のサプリを発見!
1回限りでお得に試せてラッキー♪と思ったら…え!? 2回目が届いちゃった💧
「解約するまで続く定期購入」の意味なんて思わなかった😓

相談事例**○「定期縛りなし」のサプリを購入したら定期購入だった。解約したい**

・スマートフォンで動画を視聴していたところ、「一粒飲めば痩せる」と宣伝されたサプリの動画広告が表示され興味を持った。事業者のサイトに移ると、初回お試し価格約900円で「定期縛りなし」と書かれたダイエットサプリを購入した。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だと分かった。試しに飲んでみて定期購入を改めて注文すると思っており、解約しなければ次も届くとは思っていなかった。解約したい。(50歳代 男性)

○「縛りなし」とのSNS広告を見て育毛剤を注文したところ定期購入だった

・2カ月前にSNSアプリを見ていた時に「縛りなし」と表示された特別割引価格の育毛剤の広告が出てきた。興味を持ち広告上の「注文する」ボタンをクリックし注文した。商品が届き代金の約1,900円はコンビニ後払いで支払った。

翌月、身に覚えのない荷物が自宅のポストに届いたので、配送業者の店舗へ持って行き受け取り拒否した。しかしその後、後払い決済業者から約15,000円を請求され、受け取り拒否した荷物は育毛剤の2回目分だったと分かった。定期購入ではなく、1回限りの注文をしたと思っていたし、2回目に届いた育毛剤は手元がないので支払いに納得できない。(50歳代 男性)

消費者へのアドバイス**○「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があります**

全国の消費生活センターには、「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告をみた消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談が寄せられています。「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」(「いつでも解約できる定期購入」)である可能性がありますので契約時には注意が必要です。

○インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう

インターネット通販では注文する際に必ず「最終確認画面(契約条件が記載されている画面)」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定(縛り)がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件を確認しましょう。

上記の表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示だったりした場合は、申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。その際、「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になります。

○「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう

スクリーンショットの方法が分からない場合は、契約している通信事業者や携帯電話ショップ等に問い合わせるか、通信事業者の公式ホームページ等で確認してください。

なお、定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約」(「〇回受け取るまで解約できない定期購入」)に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認して契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
 188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

令和7年度 「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター研修会」開催

日時: 令和7年12月4日(木) 午後1時30分～午後4時
場所: とくぎんトモニプラザ大会議室
(徳島市寺島本町西1丁目5番地アミコビル東館9階)



内容

①情報提供

テーマ: 「特殊詐欺等の現状とその被害防止対策」

講師: 徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課 課長補佐 行天 康平 氏

②講義

テーマ: 「知っ得！最新悪質商法の手口」

～みんなの「気づき」で高齢者を消費者トラブルから守ろう！！

講師: 全国消費生活相談員協会 坂口 眞理 氏
(NPO法人熊本県消費者協会副会長)



お申し込み・お問い合わせ先

徳島県消費者情報センター 倉橋

電話: 088 - 623 - 0612 FAX: 088 - 623 - 0174

メール: t-shouhi@mail.pref.Tokushima.lg.jp

《コラム》保証について考えよう！

～県消費者法務専門員: 中川まな美(弁護士)～

保証人とは、本来支払わなくてはならない人(主債務者)が支払いをしない場合に、その人の契約の相手方(債権者)に対して、代わりに支払いをする人です。

例えば、お金の貸し借りについて、考えてみましょう。お金の貸し借りは、一般的に「消費貸借契約」と呼ばれます。お金を貸す人が債権者、お金を借りる人が主債務者で、主債務者がお金を返さなかった場合に、保証人が債権者に対してお金を返します。

保証契約は、債権者と保証人との間に成立しています。保証人は、債権者からお金を請求されたら、主債務者に代わってお金を支払わなければなりません。もっとも、保証人は、債権者に対して、「先に主債務者の方に支払うように言ってよ」とか「主債務者は、財産を持っているから支払えるはずだよ」と言うことはできません。

ところで、保証のうちでも、私たちがよく見聞きするのは、連帯保証ではないでしょうか。これは、先ほどお話しした普通の保証とは少し違って、債権者は、主債務者が支払うか支払わないかに関わらず、連帯保証人にいきなり支払いを請求することができます。つまり、連帯保証人は、普通の保証契約のように「先に主債務者の方に支払うように言ってよ」とか「主債務者は、財産を持っているから支払えるはずだよ」などと言って、支払いを免れることはできません。世の中に連帯保証契約が多いのは、このように、債権者にとって、便利で使いやすい契約だからです。

保証人になることを頼まれたときは、このようなことに注意した上、慎重に契約しましょう。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクス ☎ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

